

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和4年6月23日

（名称）幸手市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称													
幸手市地域内フィーダー系統確保維持計画													
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性													
<p>幸手市は、国道4号線を中心に市街地が発達し、病院や商業施設も国道4号線沿いに集中している。一方で居住地や公共施設は郊外にも拡散している。</p> <p>市の公共交通としては鉄道、路線バス、タクシーが挙げられ、路線バスについては、東武日光線幸手駅をはじめ、鉄道駅へと接続する路線が市内・市外を通り放射状に延びている。</p> <p>このような状況の中で、市では平成27年10月から市内全域を運行区域とする予約制乗合運行のデマンド交通（区域運行型）を運行し、市民の日常生活を支える交通手段を確保してきたが、東西へと大きく広がる地勢であり、1便を1時間と設定していることから乗合率の向上が難しく、また、利用登録者数が4,000人を超える中、予約が取れないなどの声も多く、市民の移動ニーズに対して十分に答えられない状況があった。また、より多くの利用者が利用したい時に利用できるよう、車両を増やす必要があったが、事業費が膨らむ一方で、大きな改善を期待することは難しい状況であった。</p> <p>このため、市で運行する公共交通の利便性及び効率性を高めるための見直しを実施し、デマンド交通から、予約なしで利用ができ、多くの利用者に対応出来る定時定路線型の市内循環バスに令和4年1月から移行した。市内循環バスの運行に当たっては、補助対象地域間幹線系統（朝日自動車五霞町役場～幸手駅線）との接続を確保し、利用者のための停留所相互の案内等、乗継円滑化のための特段の措置を行うことで、市内の公共交通の利便性向上を図る。</p> <p>また、市内循環バスでは、デマンド交通利用者の主な目的地であった、中心市街地に点在している日常生活に必要な病院、商業施設、公共施設等を循環する路線を中心とし、東西地域からのアクセスも可能とした5系統を運行することで、増加する高齢者を中心としたより多くの市民の日常生活を支える交通手段を確保する。</p>													
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果													
(1) 事業の目標													
<p>① 年間利用者数</p> <table border="0"> <tr> <td>令和5年度（令和4年10月～令和5年9月）</td> <td>25,520人</td> </tr> <tr> <td>令和6年度（令和5年10月～令和6年9月）</td> <td>26,106人</td> </tr> <tr> <td>令和7年度（令和6年10月～令和7年9月）</td> <td>26,692人</td> </tr> </table> <p>② 利用者1人当たりの市負担額（※国庫補助金の収入は含まない）</p> <table border="0"> <tr> <td>令和5年度（令和4年10月～令和5年9月）</td> <td>1,627.4円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度（令和5年10月～令和6年9月）</td> <td>1,587.9円</td> </tr> <tr> <td>令和7年度（令和6年10月～令和7年9月）</td> <td>1,550円</td> </tr> </table>		令和5年度（令和4年10月～令和5年9月）	25,520人	令和6年度（令和5年10月～令和6年9月）	26,106人	令和7年度（令和6年10月～令和7年9月）	26,692人	令和5年度（令和4年10月～令和5年9月）	1,627.4円	令和6年度（令和5年10月～令和6年9月）	1,587.9円	令和7年度（令和6年10月～令和7年9月）	1,550円
令和5年度（令和4年10月～令和5年9月）	25,520人												
令和6年度（令和5年10月～令和6年9月）	26,106人												
令和7年度（令和6年10月～令和7年9月）	26,692人												
令和5年度（令和4年10月～令和5年9月）	1,627.4円												
令和6年度（令和5年10月～令和6年9月）	1,587.9円												
令和7年度（令和6年10月～令和7年9月）	1,550円												

<p>(2) 事業の効果</p>
<p>市内循環バス路線を維持することにより、高齢者を中心とした市民の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、鉄道及び既存路線バスと市内循環バスのネットワークが連携することで、効率的な公共交通の運行体系が実現できる。</p>
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・市民への周知・啓発のために市内循環バスリーフレットの市内公共施設等での継続した配布、地域の集まりへの出張説明、市広報紙への記事掲載等を実施し、利用促進を図る。(幸手市) ・循環バスの待合スペースの利用又は1日乗車券の利用者に対する特典を提供する店舗、施設、企業等の協賛・協力を募り、循環バスの利便性の向上及び利用促進を図る。(幸手市) ・コース間の乗り換えや路線バス相互の乗り換え方法の周知のため、希望する方へのマイ時刻表の作成やバス検索サイトにおける乗換情報検索環境の提供等、乗り換えに関する情報提供及び案内を積極的に行い、快適で効率的な利用を提供し、継続的な利用の定着を図る。(幸手市・事業者)
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</p>
<p>別添の表1のとおり。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>
<p>幸手市から運行事業者への委託料については、運賃収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>
<p>中田商会株式会社</p>
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添の表5のとおり。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

令和2年度

第1回 令和2年7月16日

- (1) 市内公共交通利用者アンケート結果について報告
- (2) 令和3年度地域内フィーダー系統確保維持計画について協議・承認

第2回 令和2年12月23日

- (1) 市内循環バス導入について協議、運行素案について承認

第3回 令和3年3月25日

- (1) 市内循環バス運賃について協議・承認
- (2) 市内循環バス運行事業者の選定方法について報告

令和3年度

第1回 令和3年6月25日

- (1) 市内循環バス運行管理業務受託事業者について報告
- (2) 令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画について協議・承認

第2回 令和3年8月27日

- (1) 市内循環バス事業・運行計画について協議・承認
- (2) 市内循環バス車両の移動円滑化基準適用除外申請について協議・承認

第3回 令和3年10月8日協議書送付（書面協議）

- (1) 市内循環バスの割引運賃対象者の追加について協議・承認

令和4年度

第1回 令和4年6月23日

- (1) 市内循環バス運行状況について報告
- (2) 令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画について協議・承認

21. 利用者等の意見の反映状況

(1) 市内循環バス運行開始前

市が発行している広報紙の令和2年3月号にアンケート用紙を折り込み、令和2年3月1日から3月31日までの1か月間、紙ベースと電子申請を利用したインターネットによる2種類の回答方法で市民を対象とした「市内公共交通利用者アンケート」を実施した。

アンケート結果のうち「今後幸手市内で運行を希望する市が運営する公共交通」の項目で、デマンド交通を希望する方が11.9%にとどまった一方で、循環バスを希望する方が73.8%と多く、市内循環バスの導入について市内で協議を進めることとなった。

その後、幸手市地域公共交通会議において市内循環バスの導入について協議及び合意が得られたため、本計画のとおり令和4年1月から市内循環バスの運行を開始した。

(2) 市内循環バス運行開始後

令和4年4月から市内循環バス利用者を対象に車内アンケートを開始した。

車内にアンケート用紙を設置し、車内又は市役所の回収ボックス、FAXにより回収を行っている。

今後の市内循環バス運行の参考とするため、継続して実施し、意見集約を図っていく。

22. 協議会メンバーの構成員

幸手市長又はその指名するもの	幸手市総合政策部長
一般乗合旅客自動車運送事業者の代表	朝日自動車(株)
一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者の代表	中田商会(株)、(株)東埼玉観光バス、幸手タクシー(有)、(有)共和タクシー
一般社団法人埼玉県バス協会の代表	一般社団法人埼玉県バス協会
一般社団法人埼玉県乗用自動車協会の代表	一般社団法人埼玉県乗用自動車協会
住民または利用者の代表	幸手市区長会
埼玉県運輸支局長又はその指名する者	国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表	朝日自動車労働組合
道路管理者又はその指名する者	埼玉県杉戸県土整備事務所
幸手警察署長又はその指名する者	幸手警察署
その他市長が必要と認める者	幸手市総務部長、健康福祉部長、建設経済部長、教育部長、埼玉県企画財政部交通政策課
事務局	幸手市市民生活部市民協働課

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 埼玉県幸手市東4丁目6番8号

(所 属) 幸手市市民生活部市民協働課

(氏 名) 小林 昂司

(電 話) 0480-43-1111 内線 173

(e-mail) kyoudou@city.satte.lg.jp